

◎新潟県告示第1096号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第3項において準用する第105条の2第2項の規定による次の区域内特定養殖業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第125条の6第1項に規定する要件に適合すると認めた。

なお、当該同意に基づく共済契約締結の申込み又は規約設定に係る義務の効力は、平成24年10月29日から生ずるものとする。

平成24年9月7日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 発起人の住所及び氏名
新潟県佐渡市多田224
寺島 秀四郎
新潟県佐渡市多田237
山本 精一
- 2 区域
佐渡漁業協同組合の地区のうち旧松ヶ崎漁業協同組合の区域
- 3 区分
わかめ養殖業
- 4 届出年月日
平成24年9月6日